

国東市で、 介護の仕事を始めませんか!

- 国東市介護人材確保・定着・育成支援事業奨励金のご案内 -

国東市では、介護人材の確保・定着・育成を図るため、市内の介護サービス事業所等（※1）に就職した方に、奨励金を支給します。

①就職奨励金 **10万円**

市内の事業所に
介護職員として就職した方

②新卒者・有資格者 就職奨励金 **5万円**

新卒者、または介護福祉士の
資格を有する方

③訪問介護員就職 奨励金 **10万円**

市内の事業所に
訪問介護員として就職した方

④居宅介護支援専門員 就業奨励金 **10万円**

市内の居宅介護支援事業所
等（※2）に介護支援専門員
として就職した方

⑤キャリア形成奨励金 **5万円**

社会福祉士・介護福祉士・
介護支援専門員の資格を
取得した方

※1 介護サービス事業所等
居宅サービス（介護予防含む）、地域密着型
サービス（介護予防含む）、介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院、養護老人
ホーム、訪問型・通所型サービス（生活支援型
サービス・短期集中予防型サービス事業を除く）

※2 居宅介護支援事業所等
居宅介護支援・介護予防支援事業所、小規模
多機能型居宅介護事業所（介護予防含む）

国東市に転入された方の場合、

移住応援給付金（県外から転入20万円、県内から転入10万円）もあります。

※Uターン加算（10万円）、若年者加算（県外転入10万円／県内転入5万円）、

子育て加算（子ども1人につき：県外転入10万円／県内転入5万円）もあります。

詳細は、まちづくり推進課 地域コミュニティサポート係（電話番号：0978-72-5186）に
お問い合わせいただくか、ホームページ（QRコードからアクセスできます）にて確認をお願いします。



さらに

《支給対象者》

①就職奨励金（以下のいずれにも該当）

- 過去に市内の事業所において介護職員として勤務した経験がない
又は市内の事業所において介護職員として離職した日から6か月以上経過している者
- 令和2年4月1日以降に、市内の事業所に介護職員（正規職員又は正規職員として本採用する前に試験的に雇用された非正規職員）として雇用された満61歳以下の者

②新卒者・有資格者就職奨励金（以下に該当）

- ①就職奨励金の条件に該当する者で、新卒者又は介護福祉士の資格を有する者

③訪問介護員就職奨励金（以下のいずれかに該当）

- ①就職奨励金の条件に該当する者で、市内の訪問介護事業所の訪問介護員（正規職員）として雇用された者
- ①就職奨励金の（1）に該当する者で、市内の訪問介護事業所の訪問介護員（月平均60時間以上又は年間720時間以上勤務する非正規職員）として雇用された満65歳以下の者

④居宅介護支援専門員就業奨励金（以下のいずれにも該当）

- 過去に市内の居宅介護支援事業所等において介護支援専門員として勤務した経験がない
又は市内の居宅介護支援事業所等において介護支援専門員として離職した日から6か月以上経過している者
- 市内の居宅介護支援事業所等に介護支援専門員として雇用された満65歳以下の者

⑤キャリア形成奨励金（以下のいずれにも該当）

- 同一法人内の事業所において、介護職員として継続して3年以上在職する者
- 令和2年4月1日以降に試験を受け、社会福祉士、介護支援専門員又は介護福祉士のいずれかの資格を取得した者



居住先が市外でも対象です!

詳細は、市のホームページ
（QRコードからアクセスできます）を
ご覧ください。



【お問い合わせ】 福祉課 高齢者支援係
〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地
TEL：0978-72-5164 FAX：0978-72-5171
メール：fukushi@city.kunisaki.lg.jp



手続きの流れ

1. 申請

交付時期ごとに、下記の書類を市（福祉課 高齢者支援係）へご提出ください。

①就職奨励金	申請書、雇用証明書、誓約書
②新卒者・有資格者 就職奨励金	申請書、（新卒者の場合）学校等を卒業したことが確認できる書類、 （介護福祉士の資格を有する場合）資格を有することが確認できる書類
③訪問介護員就職奨励金	申請書、雇用証明書、誓約書
④居宅介護支援専門員 就業奨励金	申請書、雇用証明書、誓約書、資格を有することが確認できる書類
⑤キャリア形成奨励金	申請書、在職証明書、資格を取得したことが確認できる書類、誓約書

※申請書、雇用証明書、誓約書は、市のHPに掲載しています。
右のQRコードを読み取り、アクセスしてください。



2. 交付決定

審査を行い交付の可否を決定し、交付決定通知書及び請求書を申請者に送付します。

3. 請求

交付決定通知書が届いたら、請求書を市（福祉課 高齢者支援係）へご提出ください。
※請求書の様式は決定通知書とあわせて送付します。

4. 交付

請求書を受取り、奨励金を交付します。

申請期間

- ①～④の奨励金：下記の表に掲げる交付時期の到来日から1年以内に申請
 ・就業開始日から3か月後、12か月後（4月に就職した方は11か月後）に分けて支給しますので、
 交付時期の到来後、それぞれの申請をお願いします。
 例1：4月1日に就職した方：7月1日以降に3万円の申請、翌年3月1日以降に7万円の申請が可能。
 例2：5月1日に就職した方：8月1日以降に3万円の申請、翌年5月1日以降に7万円の申請が可能。
 ・①就職奨励金は、非正規職員の方は正規雇用後に申請が可能。
- ⑤キャリア形成奨励金：資格取得日から1年以内に申請

交付時期 ※就労開始日から1年以内に退職した場合などは奨励金の返還が発生する場合があります。

奨励金の名称	奨励金の額と回数	交付時期
①就職奨励金	10万円 (1人1回)	3万円・・・就業開始日から3か月経過後交付 7万円・・・就業開始日から12か月経過後交付 (4月に就業開始の方は、3月に交付可能)
②新卒者・有資格者 就職奨励金	5万円 (1人1回)	就業開始日から3か月経過後に、①と併せて交付
③訪問介護員就職奨励金	10万円 (1人1回)	正規職員：就業開始日から12か月経過後に、 ①と併せて10万円を一括交付 非正規職員：3万円・・・就業開始日から3か月経過後交付 7万円・・・就業開始日から12か月経過後交付 (4月に就業開始の方は、3月に交付可能)
④居宅介護支援専門員 就業奨励金	10万円 (1人1回)	3万円・・・就業開始日から3か月経過後交付 7万円・・・就業開始日から12か月経過後交付 (4月に就業開始の方は、3月に交付可能)
⑤キャリア形成奨励金	5万円 (1人2回)	申請の都度一括で交付